

## 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

令和元年10月1日より、消費税(国・地方)は10%へ引き上げられましたが、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の令和6年度一般会計予算における収入見込み及び社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分) 260,000 千円

(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費 2,907,840 千円

### (社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事業名	経費	一般財源		
			地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
	千円	千円	千円	
社会福祉	障害者福祉事業	822,610	218,514	38,101
	高齢者福祉事業	170,417	126,616	22,078
	児童・母子福祉事業	640,330	189,070	32,967
	その他事業	37,188	32,310	5,634
	小計	1,670,545	566,510	98,780
社会保険	介護保険事業	374,378	343,493	59,893
	国民健康保険事業	199,757	91,804	16,008
	国民年金事業	118		
	小計	574,253	435,297	75,901
保健衛生	医療対策事業	575,620	412,979	72,009
	疾病予防対策事業	67,335	61,677	10,754
	健康増進対策事業	20,087	14,657	2,556
	小計	663,042	489,313	85,319
合計	2,907,840	1,491,120	260,000	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。